

議長 局長 補佐 係




平成28年6月20日

鹿追町議会議長 埴 渕 賢 治 様

鹿追町議会（会派名）鹿追町政策研究会
代 表 上嶋 和志



平成28年度政務活動費に係る調査及び収支報告について

鹿追町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、

下記のとおり平成28年度政務活動費調査及び収支報告を提出します。

記

1. 政務活動費調査報告書 別紙1
2. 政務活動費収支報告書 別紙2
3. 会派出席者名 埴渕賢治・吉田 稔・上嶋和志・加納 茂

1 調査期日

平成 28 年 5 月 19 日～20 日

2 調査目的

- 1) (株) 地方議会総合研究所主催の議員活動マスター講座を受講し議員としての素養を高め議会活性化の糧とする。
- 2) アド・インターフェース代表取締役社長 中山良一氏及び台東区
会議員 石川勲 石塚猛氏と面談し今後の台東区と鹿追町の交
流のあり方や、より具体的な手法について協議する。

3 調査項目

- 1) 1. 質問について
2. 質疑について
3. 議員の発言に対する責任
4. 発言訂正と発言取り消し
- 2) 1. 台東区浅草における鹿追町の物産品の販売について
2. 台東区と鹿追町の子供たちの交流と文化の交流について

4 調査場所

- 1) 東京都豊島区東池袋 1-6-4
アットビジネスセンター別館 804 号室
- 2) 東京都台東区

5 調査結果

6 の所感及び提言に含む

6 所感及び提言（活用策・活性策）

1) 議員活動マスター講座を受講して

（埴淵賢治）

鹿追町議会は、議会改革を時代の変遷に対応するために推し進めているが、「議員力」の評価である一般質問は低調である。

一般質問は「決算・予算」審査時とは違い、行政側は政策課題と捉え、重きをおいている。

今回の調査では5年間質問なしの議会もあれば、会期各に全員が質問する議会があるとの報告を受けた。

一般質問とは「自らの意思」によるもの、又「住民の代弁者」として質問する立場である。

今後、議会の取り組みとして、質問する機会を拡充するためにも「委員会調査」による代表質問、「政務活動調査」による代表質問等を議会議員の活動に加えると共に、議会力に直結する政策提起に結びつく質問を行っていかねばならないと感じた。

（吉田 稔）

議会において議員が行う質問には、代表質問 一般質問 緊急質問 関連質問 文書質問があるが、今回のセミナーを受講して今後、鹿追町議会でも是非とも検討していかねばならないという課題を見いだした。

緊急質問であるが「鹿追町議会議事規則（緊急質問等）第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。」とある。

緊急質問については、鹿追町議会に於いて過去には例がないと記憶するが、どのような事象が緊急を要すると認めるかを、議会内部で十分に議論する必要があると感じた。

（加納茂）

議会の各種質問の定義、方法等法律と慣例による禁止事項、望ましくない質問など初歩的なものから高度なテクニックまで大変分かりやすいセミナーであった。

例えば、一般質問で答弁者を指定しているが、指定された答弁者が答弁をし

なければいけないという法的義務はない。また、質問と質疑の違い、発言の取り消し許可を得ても議員の責任は消滅しない、など普段あまり考えたことのない事項についての新たな発見であった。

以上の事柄に留意して我々議員は、今後質問力を高め議会力として議会の活性化に結び付けなければならない。

(上嶋 和志)

このセミナーを受講して我々議員が議会での質問で常に心がけていかなければならない事柄について再認識した。

- ① 質問の機能については、行政機関の運営や事業の執行などについて適切になすべきことを行っているかをチェックする質問と、政策についての効果の検証、手法の評価や提案、政策課題を提起するなどの政策提案機能を持った質問がある。
- ② 何のために質問するかを常に頭におき論点を明確にすること。また日々の議員活動や日常活動などでの情報収集を行うことにより質問の質を上げることに努める。

2) 台東区との交流について

5月19日6時半より浅草の金太楼鮎においてアド・インターフェース代表取締役社長 中山良一氏及び台東区会議員 石川勲 石塚猛 高森喜美子氏と会合を持った。双方の日程の都合上から夜間になり、その後の会食でも引き続き意見交換を行った。

中山氏より浅草観光祭り実行委員会が主催をして台東区、浅草観光協会が後援する浅草観光祭り(平成28年12月16日~18日)に浅草と所縁のある地域との交流促進を始動させたいとの提案があり、具体的には鹿追町の物産品の販売と白蛇姫舞を招聘したいとの申し出があった。

また鹿追町では、写真家 沼田早苗氏の写真展と浅草伝統文化の紹介、皮革製品などの工芸品の販売について打診された。

私たちは、以上のことを町理事者に伝え実現に向けて努力することを約束した。

これらのことが実現すれば、古くから受け継がれた台東区の伝統文化を鹿追町の町民が、身近に触れることとなり、台東区にあって鹿追町の物産、文化を紹介することができる。そして台東区と鹿追町がより強い絆で結ばれば、地域間交流による新しい可能性を生み出すものとなる。

別紙 2

平成 2 8 年度 政務活動費 収支決算書

1 収 入

(単位：円)

科 目	収 入 額	備 考
政務活動費	283,166	町より助成
合 計	283,166	

2 支 出

(単位：円)

科 目	支 出 額	備 考
調査研究費	16,210	交流会費《明細別紙》 12,000円 土 産《 》 4,210円
研修費	265,836	車 賃《明細別紙》 8,080円 鉄道等《 》 8,080円 航 空《 》 145,320円 宿 泊《 》 43,600円 セミナー受講料 《 》 60,000円 受講料振込手数料《 》 756円
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
事 務 費		
合 計	282,046	

3 残額

1,120

【別紙】

■ 交流会費

日付	説明	明細	備考
5/19	台東区議員との交流	3,000円 × 4人 = 12,000円	
計		12,000円	

■ 土産

日付	説明	明細	備考
5/19	台東区議員との打ち合わせ	4,210円 × 1箇所 = 4,210円	
計		4,210円	

■ 車賃

日付	説明	明細	備考
5/19・20	自宅 ⇄ 役場	55円 × 3km × 2回 = 330円	往復:上嶋車
5/19・21	自宅 ⇄ 役場	55円 × 5km × 2回 = 550円	往復:加納車
5/19・20	役場 ⇄ 帯広空港	60円 × 60km × 2回 = 7,200円	往復:吉田車
計		8,080円	

■ 鉄道等

日付	説明	明細	備考
5/19	羽田空港 第2ビル ⇒ 浜松町	490円 × 4人 = 1,960円	東京モノレール
"	浜松町 ⇒ 池袋	260円 × 4人 = 1,040円	JR山手線 東京方面
5/19	池袋 ⇒ 秋葉原	200円 × 4人 = 800円	JR山手線 上野方面
"	秋葉原 ⇒ 浅草〔つくばEXP〕	210円 × 4人 = 840円	私鉄 つくばエクスプレス
5/20	浅草〔つくばEXP〕 ⇒ 秋葉原	210円 × 4人 = 840円	私鉄 つくばエクスプレス
"	秋葉原 ⇒ 浜松町	160円 × 4人 = 640円	JR山手線 東京方面
"	浜松町 ⇒ 羽田空港第2ビル	490円 × 4人 = 1,960円	東京モノレール
計		8,080円	

■ 航空

日付	説明	明細	備考
5/19	帯広空港 ⇒ 羽田空港 (9:20) (11:05)	17,390円 × 4人 = 69,560円	ADO62便
5/20	羽田空港 ⇒ 帯広空港 (16:55) (18:30)	18,390円 × 3人 = 55,170円 20,590円 × 1人 = 20,590円	ADO67便
計		145,320円	

■ 宿泊

日付	説明	明細	備考
5/19	ホテル京阪 浅草	10,900円 × 4人 = 43,600円	東京都 台東区 浅草
計		43,600円	

■ セミナー受講関係

日付	説明	明細	備考
5/19	受講料 (株)地方議会総合研究所 ※質問・質疑の活用と発言 取り消し等について	15,000円 × 4人 = 60,000円	
	受講料振込手数料	756円	帯広信金から振り込み
	計	60,756円	
合 計		282,046円	

支払い先 内訳

区分	支払い先	金額	領収書番号
交流会費	台東区と鹿追町の交流促進会議 会長 石塚 猛	12,000円	別紙 ①-1、①-2
土産	六花亭	4,210円	〃 ②
車賃	上嶋 和志	330円	〃 ③
車賃	加納 茂	550円	〃 ④
車賃	吉田 稔	7,200円	〃 ⑤
鉄道等	JRほか	8,080円	〃 ⑥
航空券、宿泊料	鹿追町農業協同組合	188,920円	〃 ⑦
セミナー受講料	地方議会総合研究所ほか	60,756円	〃 ⑧
合計		282,046円	

領収書

上嶋 和志 様

① - 1

¥ 6,000 円也

平成 28 年 5 月 19 日

交流会費として上記正に領収いたしました

台東区と鹿追町の交流促進会議

会長 石塚 猛



領収書

埴淵 賢治 様

¥ 6,000 円也

平成 28 年 5 月 19 日

交流会費として上記正に領収いたしました

台東区と鹿追町の交流促進会議

会長 石塚 猛



領収書

吉田 稔 様

¥ 6,000 円也

平成 28 年 5 月 19 日

交流会費として上記正に領収いたしました

台東区と鹿追町の交流促進会議

会長 石塚 猛



領収書

① - 2


加納 茂 様

¥ 6,000 円也

平成 28 年 5 月 19 日

交流会費として上記正に領収いたしました

台東区と鹿追町の交流促進会議

会長 石塚 猛 

0000-8726

2016年 5月19日木曜日

領 収 証

鹿追町議会

様

あまのり

¥ 4,210 -

(消費税 ¥ 312)

但し、お菓子代金

六花亭

帯広市西24条北1丁目3番19

*保管上のお願

財布等で保管難く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

TEL 0120-12-6666

担当者



領収証No 0685

2

領収書

金330円

但し、
平成28年5月19日～5月20日まで政務活動での交通費として

内訳

区 分		月日	金額	説 明
自宅（下鹿追）⇒ 鹿追町役場	自動車	5月19日	165円	自家用車を使用。金額は、165円（3km×55円）
鹿追町役場 ⇒自宅（下鹿追）	自動車	5月20日	165円	自家用車を使用。金額は、165円（3km×55円）
計			330円	

上記金額について、正に受領しました。

平成28年 5月20日

上嶋 和志



領 収 書

金550円

但し、
平成28年5月19日～5月20日まで政務活動での交通費として

内訳

区 分	月日	金額	説 明	
自宅（幌内）⇒ 鹿追町役場	自動車	5月19日	275円	自家用車を使用。金額は、275円（5km×55円）
鹿追町役場 ⇒自宅（幌内）	自動車	5月20日	275円	自家用車を使用。金額は、275円（5km×55円）
計			550円	

上記金額について、正に受領しました。

平成28年 5月20日

加納 茂



領収書

金7,200円

但し、
平成28年5月19日～5月20日まで政務活動での交通費として

内訳

区 分	月日	金額	説 明	
鹿追町役場 → 帯広空港	自動車	5月19日	3,600円	自家用車を使用。金額は、3,600円(60km×60円)だが、バス運行区間でありバス代が2,000円×4人=8,000円となることから、安い金額を交通費とした。
帯広空港 ⇒鹿追町役場	自動車	5月20日	3,600円	自家用車を使用。金額は、3,600円(60km×60円)だが、バス運行区間でありバス代が2,000円×4人=8,000円となることから、安い金額を交通費とした。
計			7,200円	

上記金額について、正に受領しました。

平成28年 5月20日

吉田 稔



支払証明書

金8,080円

但し、
平成28年1月13日～1月15日まで政務活動での交通費として

内訳

区	分	日付	運賃	4人分
羽田空港 第2ビル⇒ 浜松町	東京モノレール	5/19	490円	1,960円
浜松町 ⇒池袋	JR山手線 東京方面	5/19	260円	1,040円
池袋 ⇒ 秋葉原	JR山手線 上野方面	5/19	200円	800円
秋葉原 ⇒ 浅草 [つくばEXP]	私鉄 つくばエクスプレス	5/19	210円	840円
浅草 [つくばEXP] ⇒ 秋葉原	私鉄 つくばエクスプレス	5/20	210円	840円
秋葉原 ⇒ 浜松町	JR山手線 東京方面	5/20	160円	640円
浜松町 ⇒羽田空港第2ビル	東京モノレール	5/20	490円	1,960円
計			2,020円	8,080円

上記金額について、正に支払いしたことを証明します。

平成28年 5月20日

鹿追町政策研究会

代表 上嶋 和志



請求書

請求書No. 160421-1135-0002
発行日 2016年04月28日
11411000000

鹿追町役場議会事務局 様

株式会社 農協観光
帯広支店

〒080-0013

帯広市西三条南7丁目14番地

TEL:0155-24-4360

この度も、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
2016年05月19日ご利用代金といたしまして、次の通りご請求申し上げます。
つきましては、2016年05月23日に決済させていただきます。

ご請求金額	¥188,920 -
-------	------------

種別	金額	摘要
宿泊券	43,600	
航空券	145,320	

領収書

I No 08841

鹿追町議会制作研究会 様

金額	¥188,920	円
----	----------	---

目し 農協観光代金(5/19)とて
上記の金額正に領収致しました。



現金	¥188,920
小切手	¥
相殺	¥
	¥



平成28年5月12日

鹿追町農業協同組合

代表理事組合長 佐藤 雅仁

〒081-0293 北海道河東郡鹿追町新町4丁目51番地
TEL: 0156-66-2131



本証の金額を塗抹、訂正したものは組合印、責任者印のないものは無効です。

お問合せ

帯広支店
担当者: 山田 あずき

振込金受取書 (兼手数料受取書)
振込受付書 (兼手数料受取書)

ご依頼日 (和暦) 年 月 日

お振込指定日 (和暦) 28 5 6

振込 先振 給与 賞与

通信種目 0000

金融機関名を左からご記入ください
みすほ

支店名を左からご記入ください(本店、本所はそのままご記入ください)
麴町

預金種目 普通 当座 貯蓄 他 0000
口座番号 (左づめ) 1314699

金額 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円
60000

お振込先
カタカナ (カ)キノウキカイユウゴ
ウケンキエウシヨ

おなまえ 株式会社 地方議会総合研究所 様へ
おところ (電話 03 6912 1930)
東京都目黒区平町1-9-15

カタカナ シカオイキョウキカイ

お電話 0156664039

おなまえ 鹿追町議会 様から

おところ 北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地

振込手数料 (消費税含む) 756

ご注意

- お振込先には、受取人名等をカナ文字で送信いたします。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延または入金できないことがあります。
- お振込内容に訂正または相戻し依頼が生じた場合には手数料がかかりますのでご了承願います。
- 通信機器・回線の障害など、やむを得ない事由によって振込が遅延することもありますのでご了承ください。

当金庫をご利用いただきありがとうございました。



別	後
納	納

課税 員外3万以上 現金自店内本人 5万円
非課税 会 員 座振替 (異名義不可) 金額

帯広信用金庫